

# 地域での需給ネットワーク・システムの構築を

平成19年は、循環型社会形成推進基本法や、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）が法制化されてから7年目にあたる。筆者は、1998年1月に発足した「解体・リサイクル制度研究会」以来、建設リサイクル法が制定されるまでの議論に関与してきた。そうした立場から見れば、法制化によって解決しようとした課題のいくつかについては、大幅な改善がなされたといってよい。関係者の方々の真摯で地道な努力に敬意を表したい。

ただし、「まだまだ道遠し」といわねばならぬ課題も多い。循環型社会とは、経済主体間の物質・エネルギー利用を介した需要者・供給者間のネットワーク（demand chain / supply chain）が確立された社会、あるいは状況に応じて融通無碍にネットワークが形成できる社会であると考えられるが、現状では、確立・形成されるべきネットワークはあちこちで分断されている。加えて法制化の後に顕在化し、議論の俎上に上ってきた課題もある。特に、有害物質混入懸念のある建設廃棄物を如何に管理し処理するのかという課題は深刻かつ重要だといわねばならない。

それゆえ、行政官の方々に、地域の条件に応じて、建設廃棄物という資源の需要者・供給者間のネットワークを構想し、その構想の実現に向けて能動的な行動をとっていくことが、いまことさら

に求められている。ここで地域の条件といっているのは、資源としての建設廃棄物は重量あたり体積あたりの付加価値が低く長距離の輸送になじまないこと、それゆえ、地域という単位での需給関係や、地域内の処理施設の能力・効率・空間配置を考慮して、ネットワークを設計しなければならないことによる。

このような、ネットワークを構成するための技術は既に用意されているといってよい。例えば、手前味噌で恐縮であるが、地域におけるネットワークの設計支援をするシミュレーションツールは筆者らを含め何人かの研究者が開発済みである。また、電子マニフェストの作成処理業務と関連づけつつ、ICタグ・バーコード、GPSを使って、廃棄物の物流をほぼリアルタイムで精度高くモニタリングするシステムも、筆者らが開発をしたシステムを含め、いくつかのシステムが既に試用・実用段階にある。

これらの技術システムを用いれば、いま我々が直面している課題の解決に貢献できる。例えば、アスベストを含有する建設廃棄物の処理においては、発生現場から処理施設への直行輸送が求められているが、比較的少量しかアスファルト含有廃棄物が発生しない現場にこの原制を杓子定規に適用すると、かえって不適切処理を招くおそれもある。そこで、前記のリアルタイム・モニタリング

東京大学 生産技術研究所 副所長 教授

やしろともなり  
野城 智也



システムを活用しアスベスト含有廃棄物のトレーサビリティ<sup>(註)</sup>を厳格に管理するという前提のもとに、小規模巡回回収も手段として許容していくことが、結果的には、アスベスト含有廃棄物の管理の程度を向上させるはずである。

また、木質廃棄物について、折角特定部位の特定資材に局所的に存在していたCCAなどの有害物質をかえって拡散させてしまわないためにも、汚染懸念のない品位の高い木質廃棄物のマテリアル・リサイクルを促進するためにも、含有物・品位に応じて木質廃棄物を仕分けて流通させるシステムを確立する必要がある。木質廃棄物の含有物を現場で簡易に同定することが現在の技術では困難であることを勘案すれば、前記のリアルタイム・モニタリングシステムを活用しトレーサビリティを確保することによって木質廃棄物の仕分け管理を督促することが次善の策になりうる。

このように、さまざまな技術的な手段を用いることが可能であるにもかかわらず、なぜ課題の解決に現実に目に見えた貢献ができていないのか？それは、ひとえに社会制度の未整備によるといわざるを得ない。地域のなかで需要者・供給者の間のネットワークを確立・形成するために行政官には、社会制度の設計・確立に尽力することが求められているとあってよい。ここでいう社会制度には、廃棄物にかかわる情報を関連する経済主体の

間で共有する仕組みが含まれる。その制度を構築・運用する過程では、行政官には、一有力メンバーとして、さまざまな経済主体と能動的に対話しながら、仕組みの中身やその運用方法に関して合意を形成していく役割が求められている。

しかしながら、過去、断続的に新聞紙面を賑やかす事件・不祥事がおき、条件反射的に法規制が個々別々に強化されてきたために、多くの行政官の方々は、専ら法規制の対象として建設廃棄物のみがちにみえる。そして、異なる法律による規制の隙間でさまざまな矛盾を生じ、外形的には法に適合しながら実は管理がおろそかになっている建設廃棄物もある。この現実を看過することは、結果的に、民間の経済主体に「何とかせい」ということを暗黙に要求していることになる。

規制一辺倒の発想を転換し、物流・商流・情報流が独立に動めくダイナミックな経済社会において、建設廃棄物に関わる需給ネットワークを地域で確立・形成していくことこそが、むしろとるべき政策の王道であり、そのために行政官の方々には火中の栗を拾うことすらも厭わない能動的な取り組みが求められていることを強調したい。

(注)

「トレーサビリティ」

原義はトレース（追跡）できること。モノの製造・生産歴、来歴、所在、使用歴、変更・改変の履歴などを、後になって追跡できること。